

**介護保険法の一部改正に伴う
利用者との契約の考え方について**

ケアプランの別	R6.4/1以降の契約手続き
地域包括支援センターが作成しているケアプラン	
介護予防支援に関する指定介護予防支援事業者の <u>指定を受けない</u> 居宅介護支援事業者が一部委託により作成しているケアプラン	変更・対応の必要なし
介護予防支援に関する指定介護予防支援事業者の <u>指定を受ける</u> 居宅介護支援事業者が一部委託により作成しているケアプラン	<p>現行契約の終了及び新規契約の締結</p> <p>※新規契約については、予め3者契約とすることで、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの切り替え時の契約手続きの漏れを未然に防止することができます。</p>